

介護保険料が変わりました

介護保険制度では、3年に1回「介護保険事業計画」を作成し、作成後3年間の事業内容の変更や給付費の見込を推計し、必要な介護保険料を設定しています。

平成27年度から29年度の「第6期介護保険事業計画」では、意識調査やパブリックコメント、被保険者数及び給付費の推計をもとに保険料を次の表のとおり決定しました。※平成29年度は第1～3段階の割合が下がる予定です。

第5期介護保険事業計画 (平成24年度～26年度)				第6期介護保険事業計画 (平成27年度～29年度)			
	所得段階	対象者	対基準額割合		所得段階	対象者	対基準額割合
住民税世帯非課税	第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	0.49	住民税世帯非課税	第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.45(0.5)
		2,360円/月	0.49			2,280円/月	0.45(0.5)
	第2段階	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.49	第2段階	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.68(0.75)	
		2,360円/月	0.49		3,440円/月	0.68(0.75)	
第3段階(特例)	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	0.68	第3段階	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.72(0.75)		
	3,280円/月	0.68		3,650円/月	0.72(0.75)		
第3段階	公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.72	第4段階	住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9		
	3,470円/月	0.72		4,560円/月	0.9		
第4段階(特例)	住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	第5段階	住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額		
	4,340円/月	0.9		5,070円/月	基準額		
第4段階	住民税本人非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	第6段階(新設)	合計所得金額120万円未満	1.1		
	4,830円/月	基準額		5,570円/月	1.1		
第5段階	合計所得金額200万円未満	1.1	第7段階(新設)	合計所得金額200万円未満	1.2		
	5,310円/月	1.1		6,080円/月	1.2		
第6段階	合計所得金額300万円未満	1.3	第8段階	合計所得金額300万円未満	1.3		
	6,270円/月	1.3		6,590円/月	1.3		
第7段階	合計所得金額500万円未満	1.5	第9段階	合計所得金額500万円未満	1.5		
	7,240円/月	1.5		7,600円/月	1.5		
第8段階	合計所得金額700万円未満	1.75	第10段階	合計所得金額700万円未満	1.75		
	8,450円/月	1.75		8,870円/月	1.75		
第9段階	合計所得金額900万円未満	1.875	第11段階	合計所得金額900万円未満	1.875		
	9,050円/月	1.875		9,500円/月	1.875		
第10段階	合計所得金額900万円以上	2.0	第12段階	合計所得金額900万円以上	2.0		
	9,660円/月	2.0		10,140円/月	2.0		

対基準額割合欄の ( ) は国が標準的に定める割合です。

介護保険制度が一部改正となります

問い合わせ 介護保険課 (☎内線370・371・372)

所得が一定以上ある人は利用者負担が2割になります

原則として、本人の合計所得金額(注1)が160万円以上の場合利用者負担割合が2割になります。※ただし、上記の所得でも65歳以上の人が一人の場合、年金収入+その他の合計所得金額が280万円未満、二人以上の場合346万円未満であれば1割負担のままとなります。

「介護保険負担割合証」の発行

要支援・要介護認定を受けた際には利用者負担がわかるよう、介護保険被保険者証とは別に1割または2割が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

高額介護サービス費の上限額の区分が追加されます

介護保険を利用されている人で同一月に負担した金額が一定金額を超えたとき「高額介護サービス費」として払い戻しができます。その上限額に「現役並み所得者」の区分が新たに設定されます。

平成27年7月まで		平成27年8月から	
段階区分	上限額(世帯合計)	段階区分	上限額(世帯合計)
○一般	37,200円	○現役並み所得者	44,400円
○住民税世帯非課税	24,600円	○一般	37,200円
・合計所得金額および課税年金収入の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	(個人) 15,000円	○住民税世帯非課税	24,600円
	(個人) 15,000円	・合計所得金額および課税年金収入の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	(個人) 15,000円
○生活保護受給者	(個人) 15,000円	○生活保護受給者	(個人) 15,000円
○利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない人	15,000円	○利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない人	15,000円

※現役並み所得者・・・同一世帯の第1号被保険者に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身の場合383万円以上、複数の場合は合計520万円以上の人

介護老人福祉施設の入所基準が変わりました

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に新規入所する場合、原則として要介護3以上が対象となります。ただし、やむを得ない事情がある場合は、要介護1または2の人でも入所可能となります。

食費・居住費の減額の適用要件が変更になります

施設入所等により、「負担限度額認定証」を交付する場合、配偶者が住所を分けているかどうかに関わらず、それぞれの課税状況を確認します。また預貯金についても単身で1000万円以上、夫婦で2000万円以上の場合、減額補助はありません。

(注1) 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。